

## 第3章 平成16年改正

- 1 保険料水準の固定
- 2 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- 3 マクロ経済スライドによる給付水準調整
- 4 厚生年金、国民年金の財政方式
- 5 その他の改正項目

公的年金制度においては、段階的に保険料水準を引き上げる段階保険料方式がとられており、現在、保険料水準の引上げ途上にある。

これまでの制度では給付水準を法律で定める一方で、将来の保険料水準については見通しを示すにとどまっており、少子高齢化が急速に進展するなか、将来の現役世代の負担を過重なものとしないうために、財政再計算ごとに給付と負担の見直しが必要となっていた。

今回の改正では、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準及びそこに到達するまでの各年度の保険料水準を法定化し、社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入した。

この保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みである「保険料水準固定方式」の導入が、今回の給付と負担の見直しの中心である。

## 1. 厚生年金の保険料水準の法定化

厚生年金の保険料は、賃金を基準に決定される標準報酬に対して賦課される（厳密には、月収を基準に決定される標準報酬月額とボーナスを基準に決定される標準賞与額それぞれに対して賦課される）ものであり、今回改正前の保険料率は13.58%（本人6.79%、事業主6.79%）であった。

今回の改正では、保険料率を平成16(2004)年より毎年0.354%（本人負担0.177%、事業主負担0.177%）ずつ引き上げ、平成29(2017)年以降18.3%（本人負担9.15%、事業主負担9.15%）で固定することを法律で定めている。

## 2. 国民年金の保険料水準の法定化

厚生年金の保険料は給与の一定率として賦課されるため、賃金が上昇すれば自動的に保険料額も増加するが、国民年金の保険料は、定額保険料となっていることから、その保険料水準を将来にわたって固定するにあたっては、名目額ではな

く実質額を規定する必要がある。

具体的には、保険料月額を今回改正前の月額 13,300 円から、平成 17(2005)年度より毎年 280 円(平成 16 年度価格)ずつ引き上げ、平成 29(2017)年度以降 16,900 円(平成 16 年度価格)で固定することを法律で定めている。

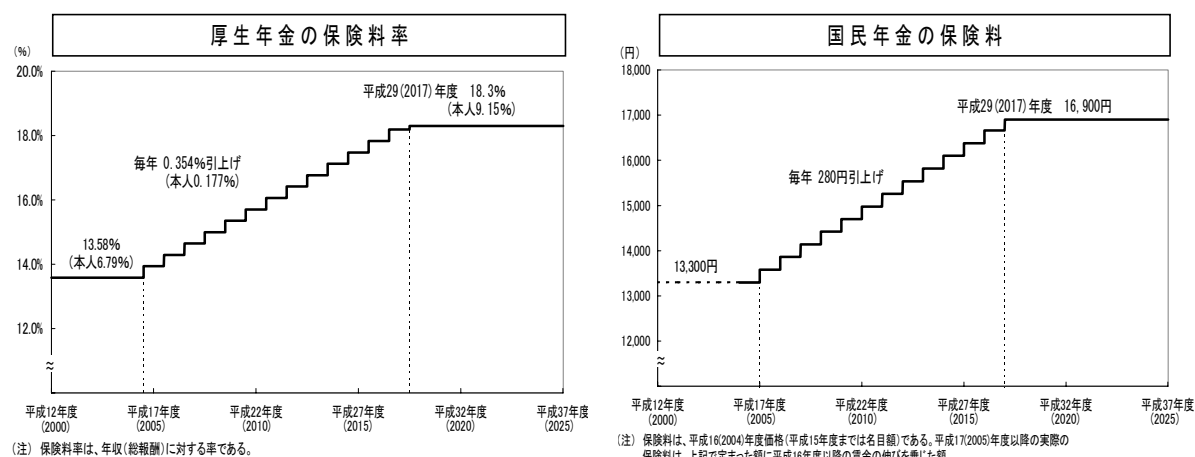
ここで、平成 16 年度価格とは、平成 16 年度の賃金水準でみた場合の保険料水準ということであり、賃金水準が上昇すれば、賃金水準の上昇に応じて、実際に徴収される保険料の名目額も上昇することを意味している。具体的には、法律に定められた平成 16 年度価格の保険料額に平成 16 年度以降の賃金(税・社会保険料控除前)の上昇率を乗じて算出される額が、実際に徴収される保険料額となる。

### 第 3 - 1 - 1 図 厚生年金及び国民年金の保険料(率)の引上げ

#### 【保険料(率)の引上げ幅】

厚生年金 : 平成 16 年 10 月より毎年 0.354% (本人 0.177%、事業主 0.177%) 引上げ

国民年金 : 平成 17 年 4 月より毎年 280 円(平成 16 年度価格)引上げ



※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収 36.0 万円(ボーナスは年 2 回合計で月収 3.6 ヶ月分))の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月 650 円程度(ボーナス 1 回につき 1,150 円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

第3-1-1表 厚生年金、国民年金の保険料水準の引上げ

	厚生年金 (保険料率:対総報酬) [労使折半]	国民年金 (保険料月額:平成16年度価格)
平成15(2003)年度末	13.58%	13,300円
16(2004)	13.934% 10月引上げ	13,300円
17(2005)	14.288%	13,580円
18(2006)	14.642%	13,860円
19(2007)	14.996%	14,140円
20(2008)	15.35%	14,420円
21(2009)	15.704%	14,700円
22(2010)	16.058%	14,980円
23(2011)	16.412% 9月引上げ	15,260円 4月引上げ
24(2012)	16.766%	15,540円
25(2013)	17.12%	15,820円
26(2014)	17.474%	16,100円
27(2015)	17.828%	16,380円
28(2016)	18.182%	16,660円
29(2017)~	18.3%	16,900円

基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1へ引き上げることは、将来世代の過重な保険料負担を回避し、高齢期の生活を支える年金の給付水準を確保するためにも不可欠な課題となっている。

少子高齢化の急速な進行が見込まれるなかで、高齢者にとっても、また若い世代にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増しており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担割合の引上げは重要な課題である。

この国庫負担割合の引上げについては、前回の平成12年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保するうえでも今回の改正によって引上げを実現し、その具体的な道筋を明らかにすることが求められていた。

今回の改正では、法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合を2分の1とし、平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに完全に引き上げることとされ、引上げの道筋が法律上明記されることとなった。

**第一段階** 平成16(2004)年度の税制改正による年金課税の適正化により確保される財源（満年度ベースで1,600億円程度）に相当する分として基礎年金国庫負担割合を1000分の11引上げ（平成16年度は、年金課税の適正化の2ヶ月分の財源に相当する272億円の国庫負担を引上げ）

**第二段階** 平成17(2005)年度及び平成18(2006)年度において、我が国の経済社会動向を踏まえつつ、恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止に併せて、三位一体改革の中での国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行い、それにより国庫負担割合を適切な水準にまで引上げ

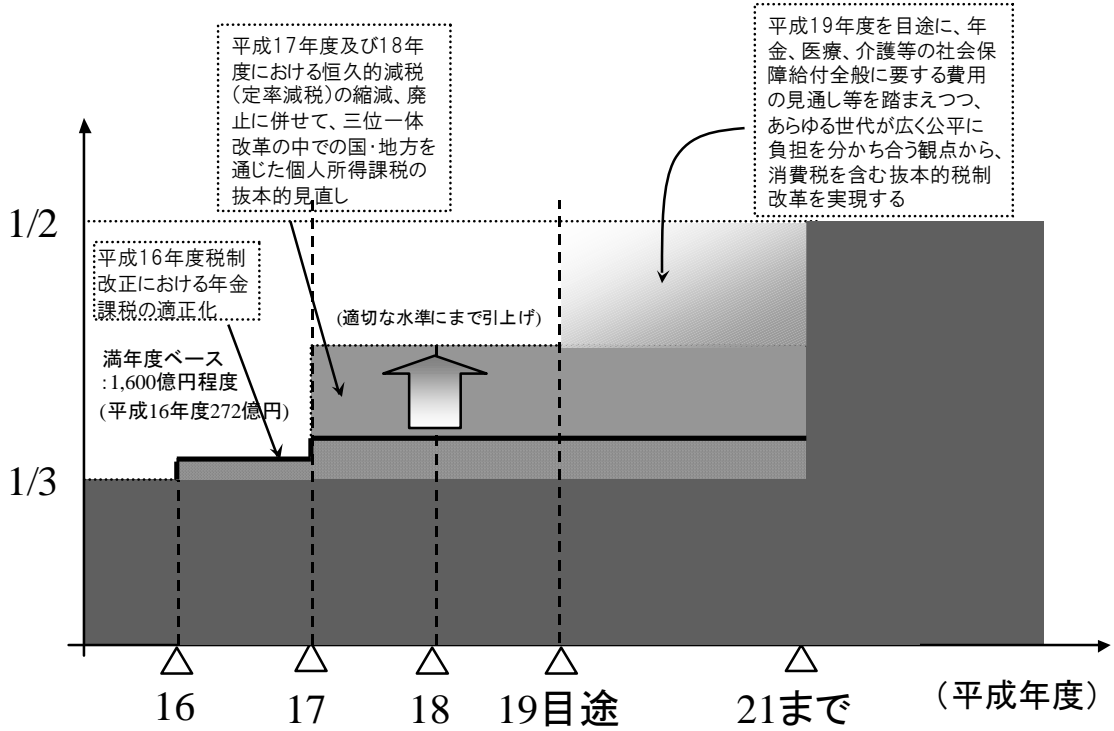
**第三段階** 平成19(2007)年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現し、国庫負担割合を平成21(2009)年度までに2分の1に引上げ

なお、平成16年財政再計算においては、上記の第二段階における国庫負担割合の引上げ水準が、具体的な数値で定められていないことから、平成20(2008)年度までは、年金課税の適正化による引上げ分のみを織り込み、平成21(2009)年度より2分の1に引き上げられるものとしている。

第3-2-1図

基礎年金国庫負担と財源措置

〔平成15年12月17日の「年金制度改革に関する政府・与党協議会」における了承内容による〕



今回改正では、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準及びそこに到達するまでの各年度の保険料水準を固定して法定化し、社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入した。

年金額は、1人当たり賃金（可処分所得）の伸びや物価の伸びに応じて改定することが基本であるが、年金財政の均衡が図られるまでの間は、この改定率を被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えることにより給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入した。

## 1. 本来の年金スライドの仕組み

今回改正では、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは、年金財政の均衡を図るための特例期間（今回の財政再計算の見通しでは、今後、20年程度の間）のみで、その後は、本来の改定方法に復帰することとなっている。

### （1）基本的な改定の考え方

厚生年金（報酬比例部分）については、これまでと同様、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定され、65歳で受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、物価水準に応じて改定されることを基本としている。

基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、今回の改正により、今後、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち1人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金はこれまでと同様、物価に応じて改定されることを基本としている。

### （2）スライドの指標及び適用時期

新規裁定年金は、可処分所得に応じて改定されるが、実際の改定率の算出にあ

たっては、税・社会保険料控除前の賃金（以下、グロス賃金という。）の変化率と、グロス賃金に占める可処分所得の割合（以下、可処分所得割合という。）の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、これまでと同様、被用者年金制度（厚生年金及び共済年金）の標準報酬を用いることとし、可処分所得割合については、今回の改正により固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定することとされた。

また、これまでは賃金（可処分所得）による改定については、5年に一度の財政再計算年度に過去5年分の改定を行い、それ以外の年度には物価による改定のみを行っていたが、今回の改正では、毎年度、自動的に賃金（可処分所得）による改定を行うことが法律に組み込まれた。

さらに、65歳で年金を受け取り始める時点での賃金水準により生涯の年金水準が決定されてしまうことから、短期的な賃金水準の変動による年金額への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実質賃金上昇率相当分に分解し、実質賃金上昇率については前後3年平均した率を用いて年金の改定を行うこととした。

既裁定年金の物価による改定については、前年の消費者物価指数（CPI）の伸び率を基準とするが、賃金（可処分所得）による改定については、年金改定を行う4月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が67歳になるまで改定を行うこととした。

以上をまとめると、具体的な年金の改定率は次のようになる。

賃金による改定率（67歳まで）

= 前年の物価上昇率

×3年度前の実質賃金上昇率（前後3年平均）

×3年度前の可処分所得割合変化率（厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定）

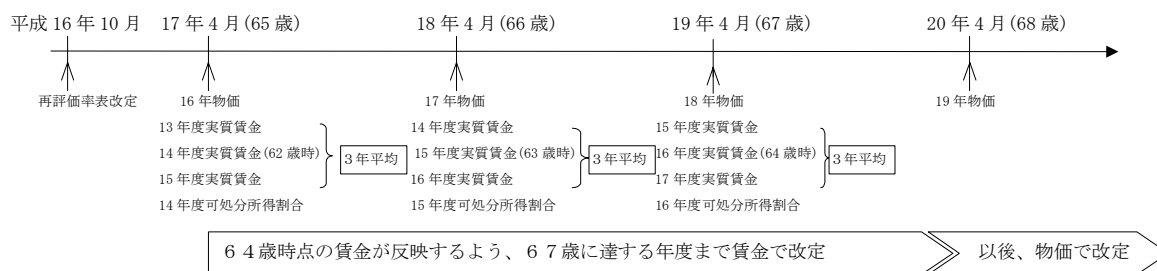
物価による改定率（68歳以降）

= 前年の物価上昇率



### 第 3 - 3 - 1 図

【年金額に反映させる要素】（スライド調整がない場合。昭和 15 年度生まれの者）



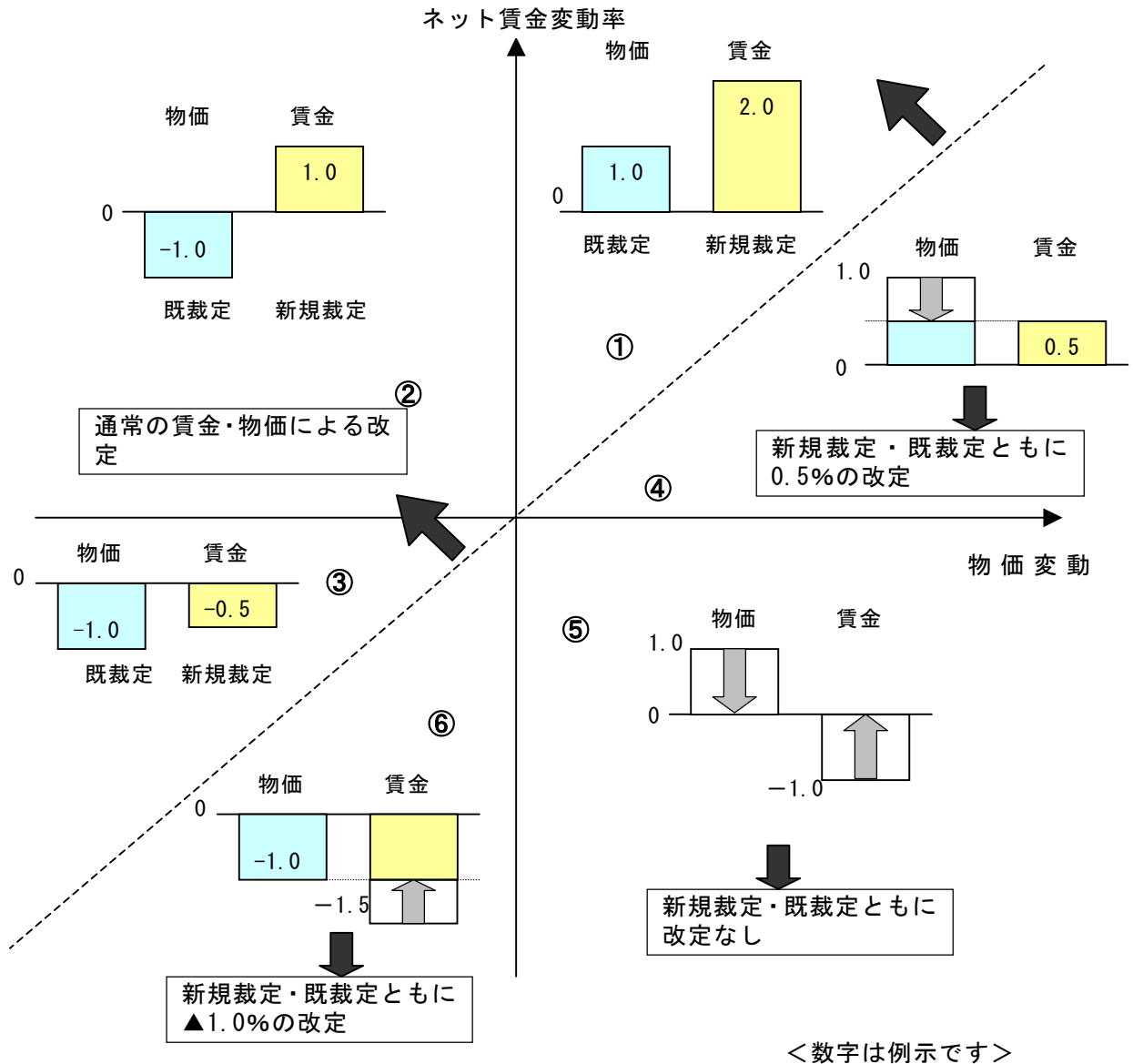
※ スライド調整が行われる場合には、公的年金被保険者数減少率についても、上図のような3年平均化を行って、新規裁定者及び既裁定者の年金改定に反映。

### (3) 物価上昇率が賃金上昇率を上回った場合の特例等

通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金上昇率は物価上昇率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金（可処分所得）による改定、既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実の経済は必ずしもこのような状況ばかりとは限らない。

今回の改正では、物価上昇率が賃金上昇率を上回るような特別な経済状況における年金の改定率も定められた。

第3-3-2図 賃金の伸びと物価の伸びが逆転した場合の年金改定



- (1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合、通常の改定 (①、②、③)
  - ( → 新規裁定＝賃金による改定、既裁定＝物価による改定)
- (2) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸び<物価の伸び、の場合 (④)
  - 現役の負担力の伸びを上回る年金額の引上げは不適切なので、既裁定も賃金の伸びに合わせる。
- (3) 賃金のみがマイナスの場合 (⑤)
  - 既裁定の年金額が新規裁定の年金額より高くなるのは不適切だが、名目額を割り込んで既裁定を新規裁定に合わせるのは不適切なので、新規裁定、既裁定ともに改定なし。
- (4) 賃金・物価ともにマイナスで賃金の下落が大きい場合 (⑥)
  - 既裁定の年金額が新規裁定の年金額を上回るのは不適切だが、既裁定の年金を実質価値を割り込んで名目額を引き下げるのは不適切なので、新規裁定を既裁定に合わせる。

#### (4) 過去の物価スライド特例への対応

改正前の制度においても、消費者物価指数が低下した場合は、それに応じて翌年度の年金額を引き下げることが原則であったが、平成12、13、14年度の3年間は、消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられた。この結果、今回の改正時の年金水準は、特例措置が行われた3年間の物価水準の低下分に相当する1.7%だけ本来よりも高い水準に据え置かれたままとなっている。

今回の改正法においては、このかさ上げ分の解消が組み込まれており、賃金や物価が上昇した場合に、年金水準を引き上げないことにより、解消することとした。また、物価スライド特例の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされている。すなわち、物価スライドの特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動されない。

## 2. 給付水準調整期間中の年金のスライド（マクロ経済スライド）の仕組み

### (1) マクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組み

#### ① スライド調整率と給付水準調整期間中の年金のスライド

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（給付水準調整期間）、年金の改定率を抑制することにより行う。

この給付水準調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から行われ、次の(A)、(B)の率によりスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制する。

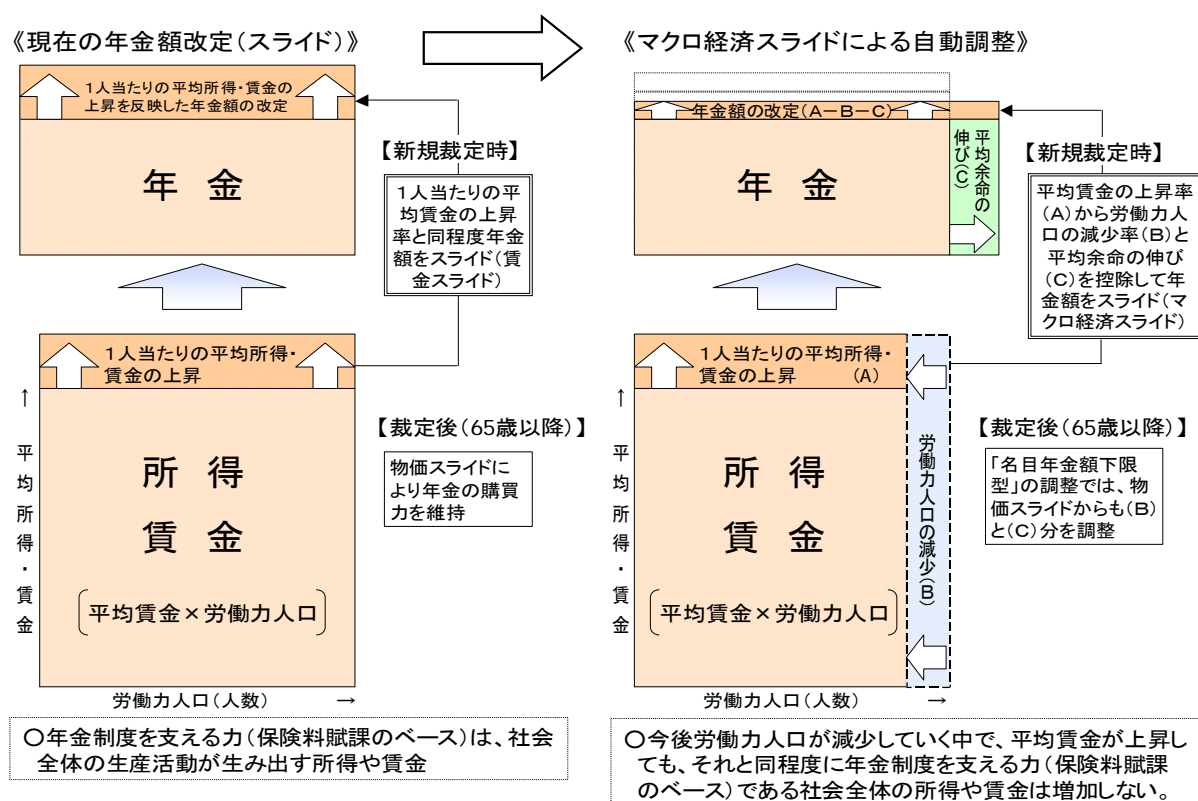
(A) 被保険者数の減少 … 現役世代（支え手）の減少

(B) 平均余命の伸び … 高齢者の年金受給期間の増加

$$\text{スライド調整率} = \text{公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）} \\ + \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3\%）}$$

なお、スライド調整率に用いる公的年金の全被保険者数の実績は、短期的な変動による影響を軽減するため、3年平均を用いることとしている。また、年金の改定を行う4月時点で確定している実績は、前々年度のものまでであることから、賃金（可処分所得）による改定と同様に適用時期が遅れることとなる。

### 第3-3-3図



給付水準調整期間中の具体的な年金の改定率は、年金を受け取り始める65歳時点の新規裁定年金の水準については、本来の賃金(可処分所得)による改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金については本来の物価による改定からスライド調整率を減じたものとなる。

$$\text{新規裁定年金の改定率} = \text{賃金上昇率} - \text{スライド調整率}$$

(可処分所得上昇率)

$$\text{既裁定年金の改定率} = \text{物価上昇率} - \text{スライド調整率}$$

$$\text{スライド調整率} = \text{公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均)} + \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3\%)}$$

(注) 全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。

#### ② 物価、賃金が低下する場合の給付水準調整

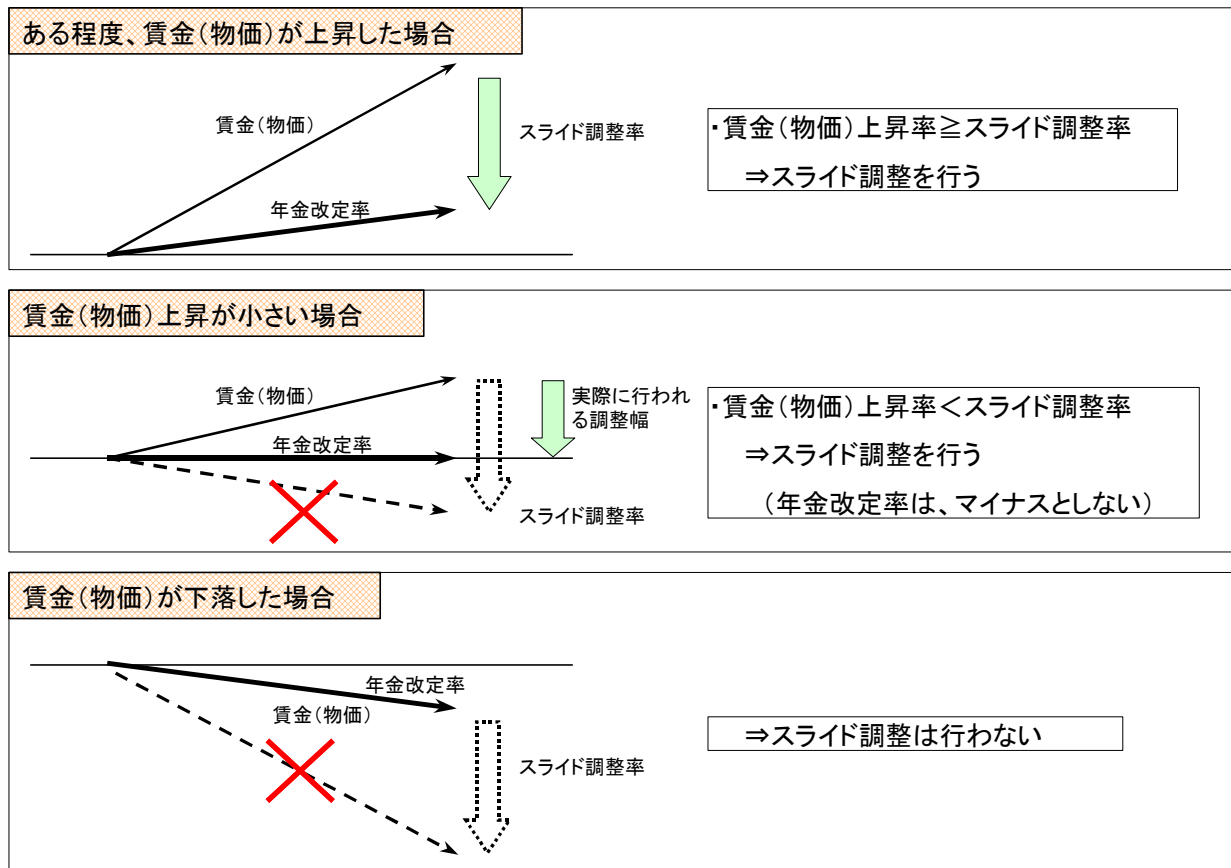
今回改正における給付水準調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年

金の減額改定は行わうが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている。

また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

第 3 - 3 - 4 図



## (2) 給付水準調整の終了

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、年金財政の均衡を図ることができるようになるまでの間、行われるものであり、給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間にわたり年金財政が均衡すると見込まれることとなれば終了する。

今回の財政再計算では、社会・経済状況が基準的であるケースについて、平成 35(2023)年度まで給付水準調整を行えば、平成 112(2100)年度までの財政が均衡する見通しであるが、この見通しは、今後の少子化の進行等の社会・経済状況に

より変化する。

実際に、いつ給付水準調整を終了するかについては、今後、少なくとも5年に一度行われる財政検証において決定することとなる。財政検証においては、直ちに給付水準調整を終了したとしてもおおむね100年間の財政の均衡を保つことができるかどうかを検証し、財政の均衡を保つことができる見通しであれば、給付水準調整を終了することとなる。

### 3. 給付水準の下限

#### (1) 所得代替率と年金改定の関係

今回の改正では、給付水準の指標として、厚生年金の標準的な年金の所得代替率が用いられた。

#### 第3-3-5図 給付水準の指標となる所得代替率

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額 (65歳時点)}}{\text{現役世代 (男子) の平均手取り収入 (ボーナス込み)}}$$

分子 → 賃金上昇率 ( - スライド調整率 ) により変動  
分母 → 賃金上昇率 により変動

厚生年金の標準的な年金として、夫が平均賃金で40年間働いたサラリーマンで、妻が40年間専業主婦である世帯が受け取る年金を想定し、年金を受け取り始める時点(65歳)における標準的な年金額の現役世代(男子)の平均手取り収入(ボーナス込み)に対する比率を給付水準の指標となる所得代替率と定義している。現在の所得代替率はおよそ59%となっている。

所得代替率は、計算式から明らかなように、分母が賃金(可処分所得)に応じて変動するため、分子も賃金(可処分所得)に応じて変動すれば、一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金(可処分所得)の伸びより小さくなれば、所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については、本来の賃金(可処分所得)による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は、新規裁定年金の改定率は賃金(可処分所得)上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得

代替率は低下することとなる。

なお、65歳到達以降の既裁定者については、物価上昇率による改定が行われるため、マクロ経済スライドの終了後においても、一般的に、賃金（可処分所得）上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代（男子）の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する年金額の比率は、加齢とともに低下していくこととなる。ただし、今回の財政再計算においては、新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅は2割までにとどめることを前提としている。

## （2）給付水準の下限の設定

今回の改正では、所得代替率が50%を上回るような給付水準を将来にわたり確保することとされた。

人口や経済の前提が基準的なケースとした推計では、平成35(2023)年度に50.2%となったところで調整を終了することとなり、所得代替率50%を確保し、平成112(2100)年度までのおおむね100年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

## （3）給付水準の下限を下回る場合について

社会・経済状況が現在の想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けることとすると、所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

この場合は、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ、給付水準の自動調整を続けていき、次回の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしており、併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い所要の措置を講ずることとしている。

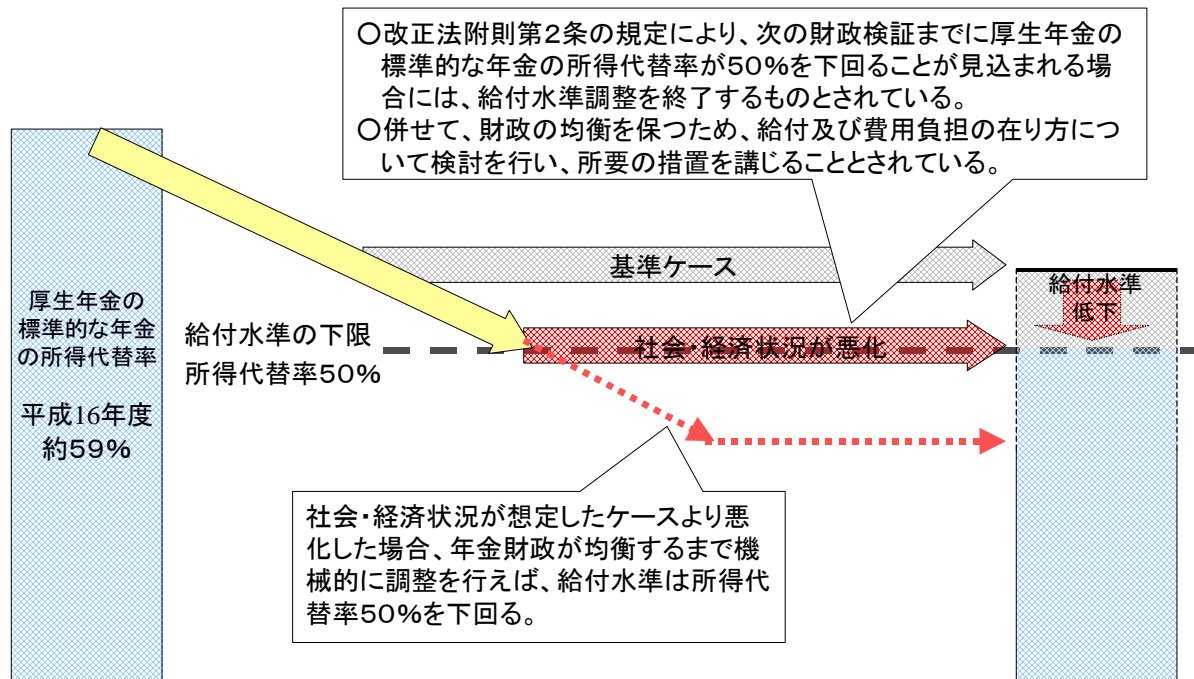
ただし、給付水準の調整により所得代替率が50%に近づくのは、およそ20年後となる見込みであることから、仮に、現在の想定以上に社会・経済状況が悪化したとしても、給付と負担の在り方についての全体の見直しが行われるのは、およそ20年後となる。

つまり、給付水準調整は、20～59歳の全ての国民に基本的に加入義務がある公的年金の被保険者数の減少率に、受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率（年0.3%）を加えた率により調整が行われるため、この調整率は、今後20年程度は少子化や経済状況の変動の影響を大きく受けない。20年後に20歳になる者は既に生まれており、今後の出生率の動向に左右されないからである。したがって、少子化の進展等に伴って、年金財政を将来にわたり均衡させるために、

より大きな給付の調整が必要となったとしても、所得代替率が50%を下回る時期が大幅に早まることは想定しにくい。

### 第3-3-6図 給付水準の自動調整と給付水準の下限について

#### 年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移





## (補論) スウェーデンの年金制度 (自動均衡装置について)

スウェーデンでは、1999年の年金改正において年金制度の大きな見直しが行われた。この改正により、今回の改正で導入されたマクロ経済スライドのように、社会・経済状況に応じて、年金水準が自動的に変動する仕組みが導入されている。しかしながら、日本とスウェーデンでは、公的年金制度の体系、成熟度や社会・経済状況の違い等があり、導入の方法や手法が異なる。

ここではスウェーデンの新しい制度を紹介し、日本の制度との比較を行う。

### 1. スウェーデンの新しい年金制度体系

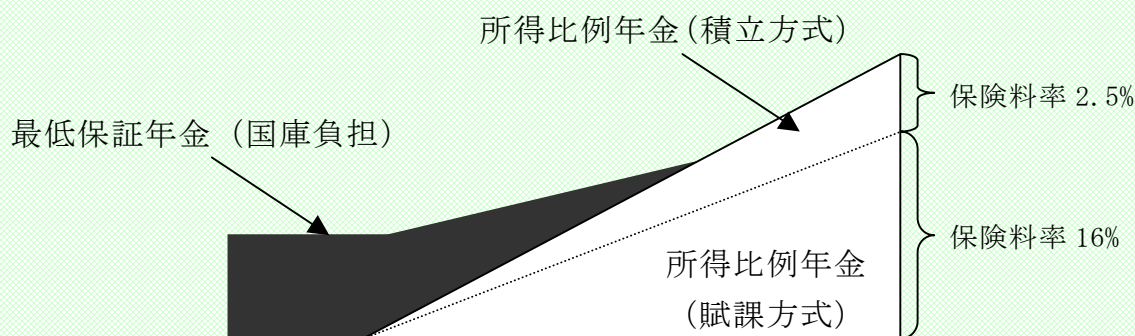
#### (1) 所得比例年金に最低保証年金を組み合わせた制度体系

スウェーデンの新しい年金制度の体系は、所得比例年金に最低保証年金を組み合わせた体系である。最低保証年金は、所得比例年金額がゼロまたは少額の場合に、所定の額を支給するものである。

#### (2) 障害給付、遺族給付の切り離し

旧年金制度は、老齢給付、障害給付及び遺族給付の3種類から成っていたが、1999年の制度改正により、新しい所得比例年金は、老齢給付のみの制度とし、従来の障害給付は医療保険制度に統合され、遺族給付は独立した一つの制度に再編された。

第3-3-7図 <スウェーデンの年金制度体系 (新制度)>



### 2. スウェーデンの所得比例年金の仕組み

#### (1) 所得比例年金の保険料率は、将来にわたり 18.5%で固定

所得比例年金の保険料率は、将来にわたり 18.5%に固定し、その範囲で給付を行う制度とした。保険料の負担は、被用者については労使折半であるが、自営業

者については全額本人が負担することとなる。

保険料率 18.5%は、グロスの所得から本人負担分の年金保険料額控除した所得に対する率として定められている。また、将来、労使折半とすることとされているが、現在は労使折半となっていない。現在の保険料率を我が国と同様にグロスの所得に対する率で表すと使用者負担 10.21%、被用者負担 7%で合計 17.21%である。

保険料率を将来にわたり固定したところが、スウェーデンの年金制度の特徴的なところであり、給付水準の自動調整の仕組みを導入する等により、これが可能となるように年金制度が仕組みられている。

## (2) 所得比例年金は、賦課方式部分と積立方式部分の2本建て

所得比例年金は、賦課方式部分と積立方式部分に分かれ、保険料率 18.5%のうち 2.5%が積立方式部分、残りの 16%が賦課方式部分である。

① 積立方式部分	保険料率 2.5%	} 計 18.5%
② 賦課方式部分	保険料率 16%	

積立方式部分は、積立型の確定拠出年金で、個人毎に勘定が分かれており、運用指図も各個人が行う。したがって、完全な掛金建ての制度であり、財政的にも保険料率を将来にわたり固定することが可能である。

賦課方式部分は、みなし拠出建て年金(NDC:Notional Defined Contribution System)といわれる制度が導入されており、賦課方式で財政運営を行いながら、払った保険料に基づいて年金額が算定される。また、賦課方式で財政運営を行っているため少子高齢化が進行すれば、将来にわたり一定の保険料率(16%)で固定するためには、給付水準の調整が必要である。そこで、毎年、年金財政の均衡を検証し、均衡が崩れていれば、給付水準を自動調整する仕組みが導入されている。

なお、賦課方式部分においても、一定の積立金を保有(2003年現在で支出の4年分程度の積立金を保有)し活用する財政方式をとっており、完全な賦課方式ではなく、我が国の公的年金と同様の財政方式といえる。

### 3. みなし拠出建て年金

#### (1) みなし拠出建て年金の仕組み

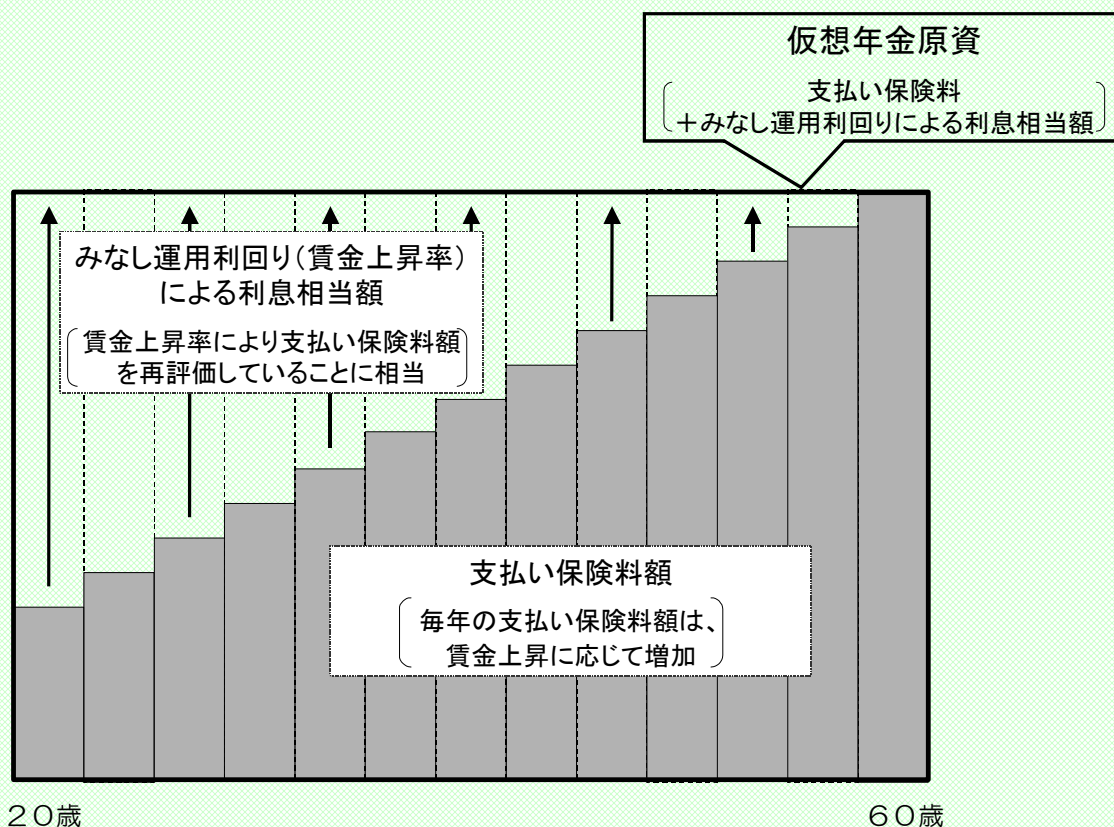
みなし拠出建て年金制度の特徴は、年金額の算定方法にあり、あたかも、積立型の確定拠出年金であるかのように年金額を算定する。

加入者に対して、支払った保険料を積み上げた仮想年金原資の額が毎年通知される。仮想年金原資は、賃金上昇率を利回りとし、過去に支払った保険料の元利合計額を算出したものである。

年金を受け取る際には、受給開始直前の仮想年金原資を基に、この原資に相当する年金額が算定されることとなる。この算定に当たっては、賃金上昇率を割引率として、仮想年金原資が今後の年金受給総額の現在価値と年金数理上一致するように年金額を計算することとされている。

このように、毎年、国民に仮想年金原資を通知し、これを基に年金額を算定することにより、実態は賦課方式で運営され、仮想年金原資に相当する積立金を保有しないが、個々の加入者から見れば、あたかも、自分の払った保険料が積み立てられ、これを財源として年金を受給するように見える。このようにして、払ったものが戻ってくるよう感じられる制度となっている。

第3-3-8図 みなし掛金建てにおける仮想年金原資の計算方法



## (2) 厚生年金の報酬比例部分との比較

仮想年金原資は、保険料率が一定の制度の下では、その加入者の過去の賃金を現在の水準に再評価したものの累計に保険料率を乗じたものと一致する。(次式)

$$\begin{aligned} \text{仮想年金原資} &= \text{支払った保険料の元利合計 (賃金上昇率を利回りとみなす)} \\ &= \text{再評価後の賃金の累計} \times \text{保険料率 (16\%)} \end{aligned}$$

すなわち、保険料率が一定であれば、仮想年金原資を基礎として年金額を計算するという事は、再評価後の賃金累計を基礎として年金額を計算することと同じであり、賃金上昇率を利回りとみなして元利合計を算出することは、厚生年金の賃金再評価と同じ構造と言える。

スウェーデンの所得比例年金は、賃金上昇率を割引率として用い、保険料の元利合計である仮想年金原資と今後の年金受給総額の現在価値が年金数理上一致するように年金額を算定するが、厚生年金では、段階保険料方式を採用し、基礎年金と一体で保険料を徴収しておりこのような考え方はない。

(スウェーデンの所得比例年金)

$$\begin{aligned} \text{年金額} &= \text{仮想年金原資} \div \text{平均余命等を勘案して設定した除数} \\ &= \frac{\text{再評価後の賃金の累計} \times \text{保険料率 (16\%)}}{\text{平均余命等を勘案して設定した除数}} \end{aligned}$$

(厚生年金の報酬比例部分)

$$\begin{aligned} \text{年金額} &= \text{平均賃金} \times \text{加入期間} \times \text{一定率 (5.481/1000)} \\ &= \text{再評価後の賃金の累計} \times \text{一定率 (5.481/1000)} \end{aligned}$$

## (3) みなし拠出建て年金制度の財政構造

みなし拠出建て年金制度では毎年、仮想年金原資を計算し通知するが、実際にはこのような積立金はないことから、このような仕組みを導入すれば、自動的に年金財政が安定化するものではないことに注意が必要である。すなわち、実際に年金を支払う財源があるかどうかは別問題であり、賦課方式の下で少子高齢化が進行すれば、支え手の減少により、このように算定された年金を支払う財源が不足することとなる。

実際、積立金の影響を除いて考えた場合、みなし拠出建て制度の下で年金財政が安定化するのには、人口が定常状態で安定化している場合のみであり、少子化に

より人口規模が減少している状況下では、年金の支払い原資が不足することとなる。

この人口構成の影響をみるため、以下、みなし拠出建て方式について、簡略化したモデルを用いて検証する。

**【モデルの仮定】**

- ① 全ての者は20～59歳までの40年間年金制度に加入し、60～80歳までの20年間年金を受給し、
- ② 賃金上昇、年金の改定は一切ないと仮定する。

以上の仮定をおくと毎年の保険料収入と支出は、次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{毎年の保険料収入} &= \text{当該年度の1人当たり保険料額} \times \text{現役加入者数} \\ &= (\text{当該年度の1人当たり保険料額} \times 40 \text{年}) \times (\text{現役加入者数} / 40 \text{年}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{毎年の支出} &= \text{当該年度の1人当たり年金額} \times \text{受給者数} \\ &= (\text{当該年度の1人当たり年金額} \times 20 \text{年}) \times (\text{受給者数} / 20 \text{年}) \end{aligned}$$

賃金上昇、年金の改定のない状態では、平均保険料額、平均年金額は時間が経過しても常に一定額であることから「当該年度の1人当たり保険料額×40年」と「当該年度の1人当たり年金額×20年」はいずれも「受給開始時の1人当たり仮想年金原資」に一致し、次式が成り立つ。

$$\begin{aligned} \text{毎年の保険料収入} &= (\text{受給開始時の1人当たり仮想年金原資}) \\ &\quad \times (\text{現役加入者の各年齢別人数の平均}) \end{aligned}$$

$$\text{毎年の支出} = (\text{受給開始時の1人当たり仮想年金原資}) \times (\text{受給者の各年齢別人数の平均})$$

したがって、毎年の保険料収入と毎年の支出が一致するのは、

$$(\text{現役加入者の各年齢別人数の平均}) = (\text{受給者の各年齢別人数の平均})$$

となる場合であり、すなわち、受給世代と支え手である現役世代の人口規模が一致し、人口が減少しない定常状態にあるときということになる。

今後の我が国のように、少子高齢化が進行している状況では、現役世代の人口



規模は、受給世代の人口規模より小さくなるため、

$$\text{毎年の保険料収入} < \text{毎年の支出}$$

となり、完全な賦課方式でみなし拠出建て方式の年金給付の財源を確保することはできず、年金財政は安定化しない。

#### 4. 自動安定化装置

##### (1) 自動安定化装置の導入

スウェーデンの新しい年金制度は、賦課方式を基本に財政運営をし、賃金上昇率を換算率（みなし運用利回り）として用いたみなし拠出建て方式を導入していることから、人口減少下において、年金給付の財源を確保するためには、保険料以外の財源投入か、給付水準の調整が必要である。

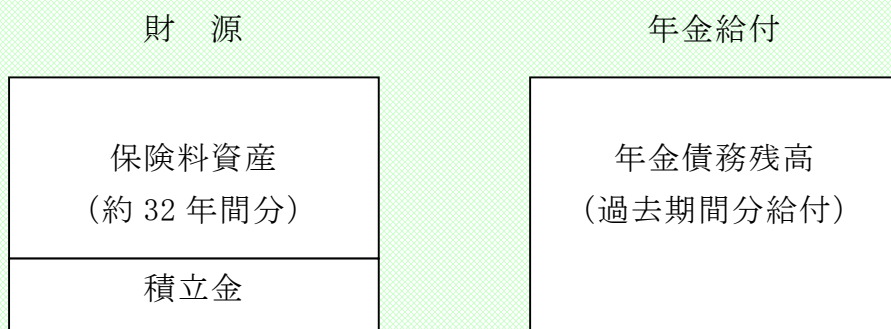
このようなことから、スウェーデンにおいては、現在給付の4年分程度の積立金を活用する他、少子高齢化が進行し、人口が減少する場合に備え、給付水準を自動調整する仕組みが導入されている。

ただし、スウェーデンの年金改正時の財政計算は、将来の出生率を1.8程度と仮定し、移民も流入し続けることを想定して、人口が減少しない前提で計算がなされた。その結果、給付水準の自動調整は、制度として組み込まれてはいるが、あくまで、少子高齢化が進行した場合の特例措置と位置づけられており、当分の間は、それが発動することはないとの見通しとなっている。

##### (2) スウェーデンの公的年金（賦課方式部分）のバランスシート

給付水準の自動調整は、毎年、バランスシートを作成し、年金財政の均衡を検証して行うこととなる。

下図は、スウェーデンの公的年金のバランスシートである。年金債務残高には、過去の加入期間に係る分のみを計上し、将来の加入期間に係る分は計上されない。



財源には、基準時点現在で保有する積立金と今後、約 32 年間の保険料収入に相当する保険料資産が計上される。

保険料資産、年金債務残高は、今後の収入及び支出を現在の一時金に換算することとなるが、この換算は、事実上、賃金上昇率を用いて割り引いていることとなっている。したがって、年金債務残高のうち被保険者分については、仮想年金原資の合計となる。

$$\text{年金債務残高} = \text{仮想年金原資（被保険者分）} + \text{給付現価（受給者分）}$$

保険料資産の算出に用いた「32 年間」は回転期間と呼ばれるものである。回転期間は、当該年の平均退職年齢、保険料拠出状況、死亡状況等に基づいて設定した仮想的な定常人口の下で、結果として次式が成り立つように算出される。

$$\begin{aligned} \text{回転期間} &= \text{仮想年金原資（被保険者分）} / \text{年間保険料収入} \\ &\quad + \text{給付現価（受給者分）} / \text{年間給付費} \end{aligned}$$

完全な賦課方式の年金制度の下では、年間保険料収入と年間給付費は一致することから、回転期間の算出に用いた定常人口の下では、次式が成り立ち保険料資産と年金債務残高は一致することとなる。

$$\begin{aligned} \text{保険料資産} &= \text{回転期間} \times \text{年間保険料収入} \\ &= \text{仮想年金原資（被保険者分）} + \text{給付現価（受給者分）} \\ &= \text{年金債務残高} \end{aligned}$$

### （3）給付水準の自動調整の仕組み

スウェーデンの所得比例年金（賦課方式部分）の給付水準の自動調整は、バランスシートに基づき実施されるが、

$$\text{保険料資産} + \text{積立金} \geq \text{年金債務残高}$$

となっていれば、給付水準調整は行われぬ。逆に、

$$\text{保険料資産} + \text{積立金} < \text{年金債務残高}$$

となっていれば、直ちに受給者の年金額及び被保険者の仮想年金原資に次の均衡数値（1.0 未満の数値となる）を乗じることとなっており、これにより給付水準が自動調整され、年金財政が安定化されることとなる。

$$\text{均衡数値} = (\text{保険料資産} + \text{積立金}) / \text{年金債務残高}$$

#### （４）年金制度におけるバランスシートの比較

バランスシートを作成するに当たっては、スウェーデンの公的年金は賦課方式であることから、賦課方式に即したバランスシートを作成しており、積立方式で運営される企業年金のバランスシートとは異なるものとなっている。

第3-3-9図は、スウェーデンのバランスシートと積立方式の考え方で運営される年金制度等のバランスシートを比較したものである。

積立方式の考え方で年金制度のバランスシートを作成すると、過去期間分の給付に相当する額の積立金を保有していなければ、その差額が積立不足としてバランスシートに計上される。積立方式の年金制度では、過去の保険料拠出に基づく給付について、現時点における一時金相当額を積立金で保有しておくという考え方をとっているからである。

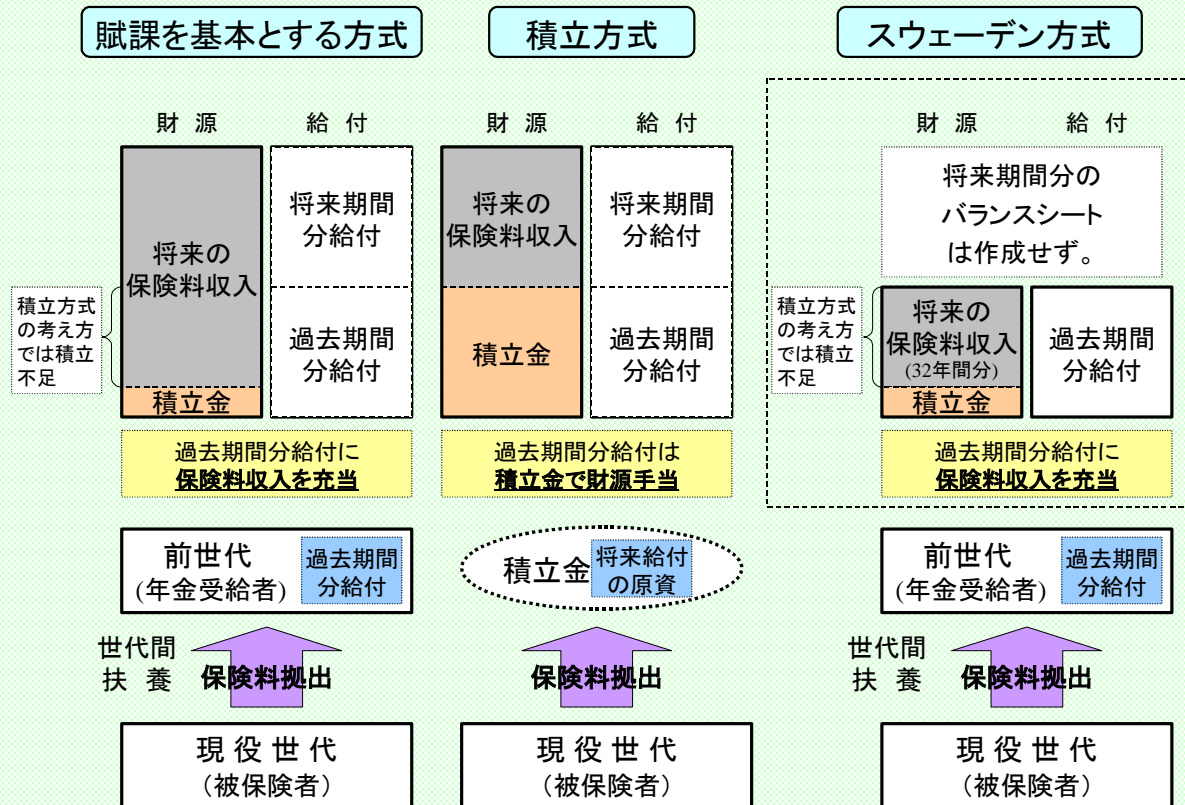
しかし、厚生年金のように賦課方式を基本とする年金制度では、積立方式のように「保有すべき積立金」という考え方はなく、積立不足といった概念はない。

また、賦課方式の年金制度では、拠出された保険料は、その時の年金受給者の給付にそのまま充てられることとなる。これは、今後の年金給付は、過去期間に係るものか将来期間に係るものかに関係なく、全て今後の保険料収入で賄われることを意味している。すなわち、賦課方式の年金制度では、過去期間分も将来期間分も全て今後の保険料収入が財源であり、保険料収入で財源が確保されていれば、賦課方式の年金制度において財源不足は存在しないこととなる。

スウェーデンの年金制度で作成するバランスシートは、過去期間分のみであるが、賦課方式で運営されていることを踏まえ、過去期間分の年金給付の財源に今後の保険料収入を充てている。この過去期間分の財源として充てられた保険料収入分は、積立方式の年金制度であれば、積立不足と捉えられる部分である。しばしば、厚生年金についても、積立方式の考え方でバランスシートを作成し、400兆円以上の積立不足があると指摘されることがあるが、これは、賦課方式の財政の考え方と相反するものであり、賦課方式の考え方を前提とすれば、今後の保険料収入で財源が確保されている限り、財源不足はない。



第3-3-9図 年金制度におけるバランスシートの比較



### 5. スウェーデンのみなし掛金建て方式の下での給付と負担の倍率

年金の給付と負担の倍率は、拠出時点と給付時点の貨幣価値が大きく異なることから、異なる時点間の価格の換算をどのように行うか、即ち割引率をどのように設定するかにより倍率は大きく異なることとなる。

厚生年金、国民年金の給付と負担の倍率は、賃金上昇率を割引率に用いて計算すると、平成17(2005)年度生まれの世代でみて、厚生年金は標準的な世帯で本人が払った保険料総額の2.3倍、国民年金は払った保険料総額の1.7倍の給付（給付総額）が受けられる見込みである。（第5章1）

割引率に賃金上昇率より大きいもの（例えば運用利回り）を用いれば、倍率は小さくなり、逆に小さいもの（例えば物価上昇率）を用いれば倍率は大きくなる。

では、スウェーデンのみなし掛金建て方式で給付と負担の倍率を計算すれば、どのようになるかを考察する。

のみなし掛金建て方式は、賃金上昇率を利率とみなして、払った保険料の元利合計を年金原資とし、それに見合う年金額を受給する方式である。

これは、賃金上昇率を異なる時点間の価格の換算に用いて事業主負担も含めた保険料総額と給付総額が一致するということを意味しており、すなわち、賃金上昇率を割引率として用いて給付と負担の倍率を計算すれば、事業主負担も含めた保険料総額の1倍、被用者については本人が支払った保険料総額の2倍の給付を受けることができるということの意味している。

賃金上昇率と運用利回りを比較すると長期的にみれば、運用利回りは賃金上昇率を上回るというのが一般的な考え方であり、スウェーデンの公的年金の財政計算においても、積立金の運用利回りは、賃金上昇率よりも高いものを用いている。

賃金上昇率よりも高い運用利回りを割引率に用いてスウェーデンのみなし拠出建て方式の下での給付と負担の倍率を計算すると、被用者については本人が払った保険料の2倍を下回り、自営業者で考えると事業主負担がないため、本人が払った保険料の1倍を下回る事となる。

また、少子高齢化が進行すれば、前述したように自動安定化装置による給付調整が行われ、年金原資が賃金上昇率で増加しなくなるため、賃金上昇率を割引率に用いて給付と負担の倍率を計算しても被用者については本人が払った保険料の2倍を下回り、自営業者で考えると事業主負担がないため、本人が払った保険料の1倍を下回る事となる。

## 1. 年金財政の基本的考え方

### (1) 財政方式の考え方

年金制度では、制度が発足した当初は、受給者が少なく、受給者1人当たりの年金額も加入期間が短いことから一般的に少額である。したがって、発足当初は年金給付費が比較的少額であるものの、時間の経過とともに急速に増大する。公的年金においては、このような給付費を賄うための代表的な財政方式として、次の賦課方式と積立方式がしばしば取り上げられる。

#### ① 賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料（率）は受給者と被保険者（加入者）の人数比に依存するので、将来に向けて、受給者数や被保険者（加入者）数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い、保険料（率）は上昇することとなる。

一方、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。また、積立金を保有していないことから、金利変動があったとしても保険料（率）は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率が小さいことから低い保険料（率）ですむものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料（率）もそれにあわせて引き上げていくこととなる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、世代によって差が生じることとなる。

## ② 積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者（加入者）の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料（率）を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの運用収入により賄う仕組みであり、保険料（率）は実質利回り（利回りと年金改定率の差）に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者（加入者）が保険料により負担することとなる。

年金給付費は、一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料（率）としていくことから、当初の保険料（率）は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料（率）を引き上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料（率）は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

## （２）厚生年金・国民年金の財政方式の推移

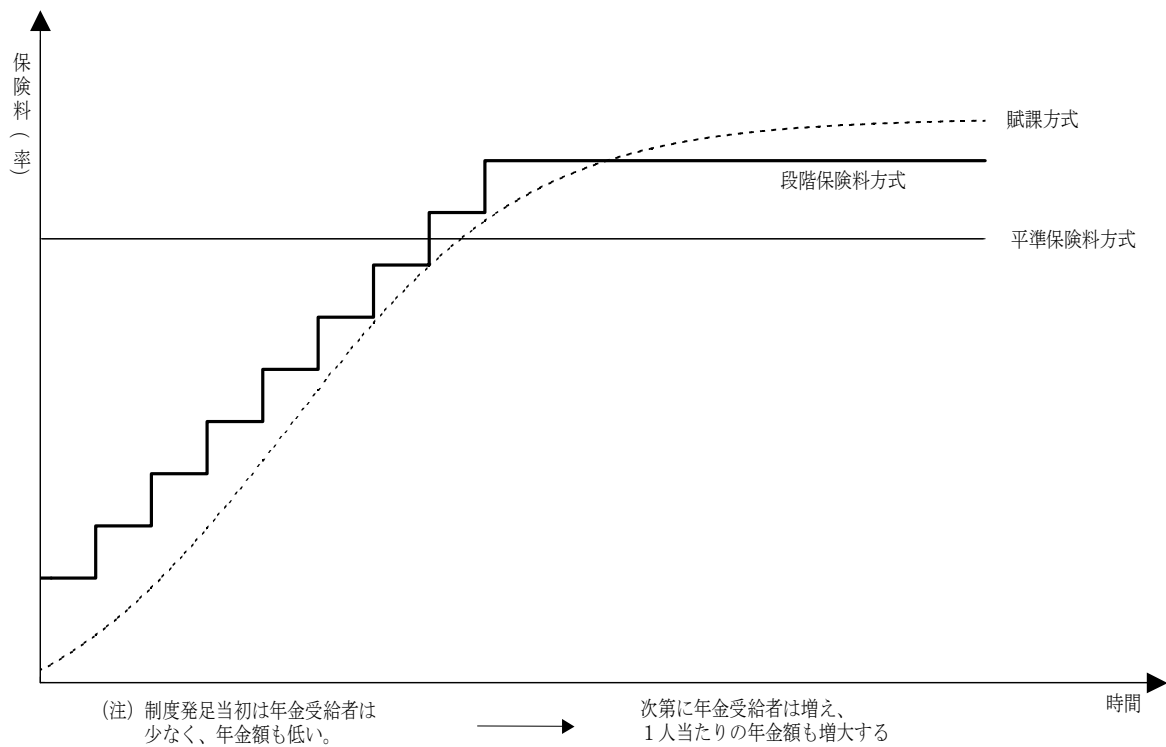
厚生年金及び国民年金においては、保険料（率）を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。

厚生年金の場合、昭和17(1942)年の制度発足当初（当時は労働者年金保険）には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料（率）とは、将来にわたって一定（率）で収支均衡が図られるような保険料（率）のことである。しかし、戦後の昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29(1954)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

昭和48(1973)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、

スライドを考慮した将来見通しを作成し、この将来見通しに基づいて保険料率を設定することとなった。国民年金の場合も、制度発足当初の昭和36(1961)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（自営業者等の第1号被保険者に係る国民年金勘定；第4章参照）等の各制度は、将来の支出に備え、完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

第3-4-1図



第3-4-1表 厚生年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料率 (%)			平準保険料率 (%)			最終保険料率 (%)	財政方式
	男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員		
昭和17(1942)年 6月	6.4	-	8.0	6.4	-	8.0		平準保険料方式
昭和19(1944)年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0		〃
昭和22(1947)年 9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6		〃
昭和23(1948)年 8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3		〃 インフレによる積立金の減少等を考慮して、暫定保険料率を設定
昭和29(1954)年 5月	3.0	3.0	3.5	5.0 4.1	3.6 3.1	6.0 4.9		段階保険料方式 急激な保険料の増を避けるため、保険料率の将来見通しを作成し、段階的保険料方式を採用 少なくとも5年ごとの財政再計算を行うことを法定
昭和35(1960)年 5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2		〃
昭和40(1965)年 5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8		〃 保険料は段階的に引き上げられることが法定
昭和44(1969)年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4		〃
昭和48(1973)年 4月	7.6	5.8	8.8	10.5	13.9	46.9	19.6[平成22(2010)]	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階保険料方式 物価スライド制・標準報酬の再評価(賃金スライド)制の導入 保険料率はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定(平準保険料率は参考として算定)
昭和51(1976)年 8月	9.1	7.3	10.3	13.9	20.0	61.5	20.7[平成22(2010)]	〃
昭和55(1980)年10月	10.6	8.9	11.8	19.1	26.4	65.6	35.4[平成33(2021)]	〃
昭和60(1985)年10月	12.4	11.3	13.6	-	-	-	28.9[平成33(2021)]	〃
平成 2(1990)年 1月	14.3	13.8	16.1	-	-	-	65歳支給：26.1 60歳支給：31.5 [平成32(2020)]	〃
平成 6(1994)年11月	16.5	18.3	-	-	-	-	29.8[平成36(2024)]	〃
平成 8(1996)年10月	17.35	19.15	-	-	-	-	国庫負担1/2：19.8 [平成31(2019)]	〃
平成15(2003)年 4月	13.58	14.96	-	-	-	-	国庫負担1/3：21.6 [平成36(2024)]	〃
平成16(2004)年10月	13.934	15.208	-	-	-	-	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・平成29(2017)年まで毎年0.354%ずつ引上げ ・平成29(2017)年度以降18.3%で固定	

\* 昭和44年財政再計算以前の最終保険料率及び平準保険料率は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。  
 \* 昭和29(1954)年5月の平準保険料率の上段は、予定利回りを当初10年間につき5%、それ以降につき4.5%としたもので、下段は、予定利回りを全期間につき5.5%としたもの  
 \* 平成11年財政再計算以降の最終保険料率、および平成15(2003)年4月以降の保険料率は総報酬ベース、それ以外は標準報酬月額ベース

第3-4-2表 国民年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料	平準保険料	段階保険料	財政方式	
昭和36(1961)年 4月	20歳～34歳：100円 35歳以上：150円	128.3円	—	平準保険料方式 少なくとも5年ごとの財政再計算を行うことを法定	
昭和42(1967)年 1月	20歳～34歳：200円 35歳以上：250円	403円	昭和41年財政再計算	段階保険料方式 急激な保険料の増を避けるため、保険料の将来見通しを作成し、段階保険料方式を採用。保険料は段階的に引き上げられることが法定	
昭和44(1969)年 1月	20歳～34歳：250円 35歳以上：300円		昭和56(1981)年度以降 508円		
昭和45(1970)年 7月	450円	862円	昭和44年財政再計算	"	
昭和47(1972)年 7月	550円		平成22(2010)年度以降 1,640円		
昭和49(1974)年 1月	900円	(2,661円)	昭和48年財政再計算	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階保険料方式 物価スライド制の導入。保険料はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定（平準保険料は参考として算定）	
昭和50(1975)年 1月	1,100円		平成22(2010)年度 35,800円（名目額）		
昭和51(1976)年 4月	1,400円	(5,040円)	昭和51年財政再計算	"	
昭和52(1977)年 4月	2,200円		平成22(2010)年度 8,650円（昭和51年度価格）		
昭和53(1978)年 4月	2,730円				
昭和54(1979)年 4月	3,300円				
昭和55(1980)年 4月	3,770円	(7,980円)		昭和55年財政再計算	"
昭和56(1981)年 4月	4,500円		平成25(2013)年度以降 15,700円（昭和55年度価格）		
昭和57(1982)年 4月	5,220円				
昭和58(1983)年 4月	5,830円				
昭和59(1984)年 4月	6,220円				
昭和60(1985)年 4月	6,740円				
昭和61(1986)年 4月	7,100円	(10,989円)	昭和59年財政再計算	"	
昭和62(1987)年 4月	7,400円		平成19(2007)年度以降 13,000円（昭和59年度価格）		
昭和63(1988)年 4月	7,700円				
平成元(1989)年 4月	8,000円				
平成 2(1990)年 4月	8,400円	—		平成元年財政再計算	"
平成 3(1991)年 4月	9,000円		平成22(2010)年度以降 16,100円（平成元年度価格）		
平成 4(1992)年 4月	9,700円				
平成 5(1993)年 4月	10,500円				
平成 6(1994)年 4月	11,100円				
平成 7(1995)年 4月	11,700円			—	
平成 8(1996)年 4月	12,300円	平成27(2015)年度以降 21,700円（平成6年度価格）			
平成 9(1997)年 4月	12,800円				
平成10(1998)年 4月	13,300円		—	平成11年財政再計算 平成32(2020)年度以降 国庫負担1/2：18,500 国庫負担1/3：25,200 （平成11年度価格）	"
平成17(2005)年 4月	13,580円	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・平成29(2017)年まで毎年280円（平成16年度価格）ずつ引上げ ・平成29(2017)年度以降16,900円（平成16年度価格）で固定			

\* 昭和44年財政再計算以前の段階保険料及び平準保険料は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

### (3) 段階保険料方式の考え方

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

今回改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料(率)が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。

どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引き上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引き上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引き上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引き上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、今回の改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

また、今回改正では、平成29(2017)年度以後、保険料水準を一定とし、給付水準についても、今後20年程度で調整を終了する見通しとなっている。すなわち、およそ20年後に給付水準調整を終了した後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の保険料水準、一定の給付水準を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは、積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式においては、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということ論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有



し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

#### （４）段階保険料方式と後代負担

厚生年金、国民年金は、上記のように歴史的には制度発足当初から段階保険料方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、平準保険料方式により計算された保険料（率）が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準は、現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準から計算されるものより低い水準で保険料（率）が設定されていた。

その後、厚生年金については、昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、賦課方式に近い保険料水準に引き下げられた。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、昭和48年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は、後代負担により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきておらず、「給付改善の費用等を後代負担に回してきた」と言われることがあるが、ここで、「必要な費用負担」といわれるのは、積立方式的な財政運営を行った場合に「必要な費用負担」であることに注意が必要である。

厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、賦課方式のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

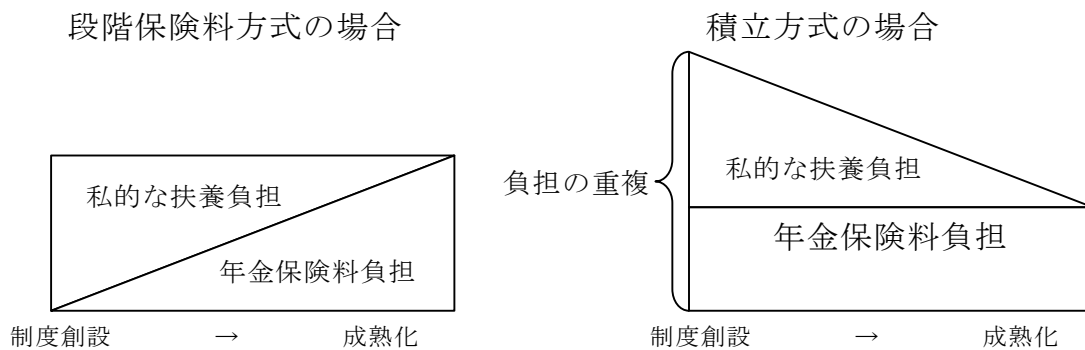
また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられるが、過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、私的扶養との関係についても考慮する必要がある。

年金制度発足当初の現役世代は、親世代は、公的年金を受給していないか、受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は、親世代を私的に扶養する必要があり、私的に親を扶養しながら、公的年金の保険料をまるまる納める必要が生じることとなる。

賦課方式的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか、保険料を払う必要はないことから負担の重複という問題は生じないが、積立方式的な考え方では、私的に親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、私的扶養も含めて考えると負担の重複が発生することとなる。

すなわち、親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、私的扶養との関係から、負担能力が低下することとなることに留意して考える必要がある。

### 第3-4-2図 公的年金制度の成熟過程における社会全体で見た「私的な扶養負担」と「年金保険料負担」の関係（イメージ図）



## 2. 保険料水準固定方式のもとでの財政検証

### (1) これまでの財政再計算の位置づけ

厚生年金は昭和29年改正以降、国民年金は昭和36年の制度施行以降、財政再計算を少なくとも5年毎に実施することが義務づけられており、人口構造の変化、産業構造、雇用構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、新たに被保険者数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっていた。なお、このプロセスのなかで、必要に応じ制度改正が行われ、年金制度を長期的に安定したものとしてきた。

### (2) 保険料水準固定方式の下での財政検証

平成16年年金制度改正により保険料水準固定方式が導入されたことにより、これまでのような保険料の引上げ計画を策定する財政再計算は行われなかった。しかしながら、保険料水準固定方式の下でも、社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であり、少なくとも5年に一度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。この財政検証において給付水準の自動調整によりどこまで給付水準を調整する必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整が必要なくなっていれば、すなわち、調整を終了してもおおむね100年間にわたって年金財政の均衡が図られる見通しとなっていれば、給付水準の調整を終了することとなる。

### 第3-4-3表 財政再計算と財政検証の根拠条文の比較

厚生年金保険法（抄）

改 正 後	<p>(財政の均衡)</p> <p><b>第二条の三</b> 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成)</p> <p><b>第二条の四</b> 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)</p> <p><b>附則第十八条</b></p> <p>2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
改 正 前	<p>(保険料)</p> <p><b>第八十一条</b></p> <p>4 保険料率は、保険給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする。</p> <p>(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)</p> <p><b>附則第十八条</b></p> <p>2 第八十一条第四項の規定による保険料率の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

改 正 後	<p>(財政の均衡) <b>第四条の二</b> 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成) <b>第四条の三</b> 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(基礎年金拠出金) <b>第九十四条の二</b> 3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
改 正 前	<p>(保険料) <b>第八十七条</b> 3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。</p> <p>(基礎年金拠出金) <b>第九十四条の二</b> 3 第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

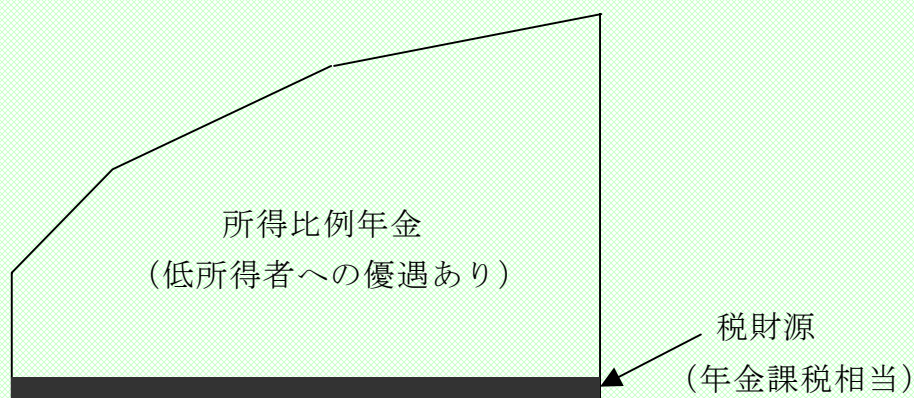
## (補論) アメリカの公的年金の財政方式

### (1) アメリカの公的年金(OASDI)の制度体系

アメリカの公的年金制度において、もっとも包括的な制度が連邦社会保障年金制度(OASDI: Old Age, Survivorship and Disability Insurance)であり、一定額以上の所得のある被用者及び自営業者を対象としている。

社会保障年金の給付体系は、1階建てで、所得に応じて年金額が定められる仕組みであるが、完全な所得比例の体系を取っておらず、低所得者に手厚い給付がなされる仕組みとなっている。

#### 【OASDIの老齢給付の仕組み】



- ・支給開始年齢：65歳(62歳から繰り上げ可能)  
ただし、2003年から2027年にかけて段階的に67歳に引き上げることとなっている。
- ・老齢年金額  
基本年金額 =  $0.9A + 0.32B + 0.15C$   
A：再評価後の平均賃金の592ドルまでの分  
B：再評価後の平均賃金の592ドル超3,567ドルまでの分  
C：再評価後の平均賃金の3,567ドル超の分
- ・65歳以上の配偶者には基本年金額50%を支給

現在の保険料率は12.4%となっており、被用者については労使折半となっている(自営業者は全額本人負担)。

保険料以外の年金給付の財源としては、年金課税の税収を社会保障基金に繰り入れる制度がある。また、現在、給付の約3年分の積立金を保有しており、全額

非市場性の国債で運用されている。

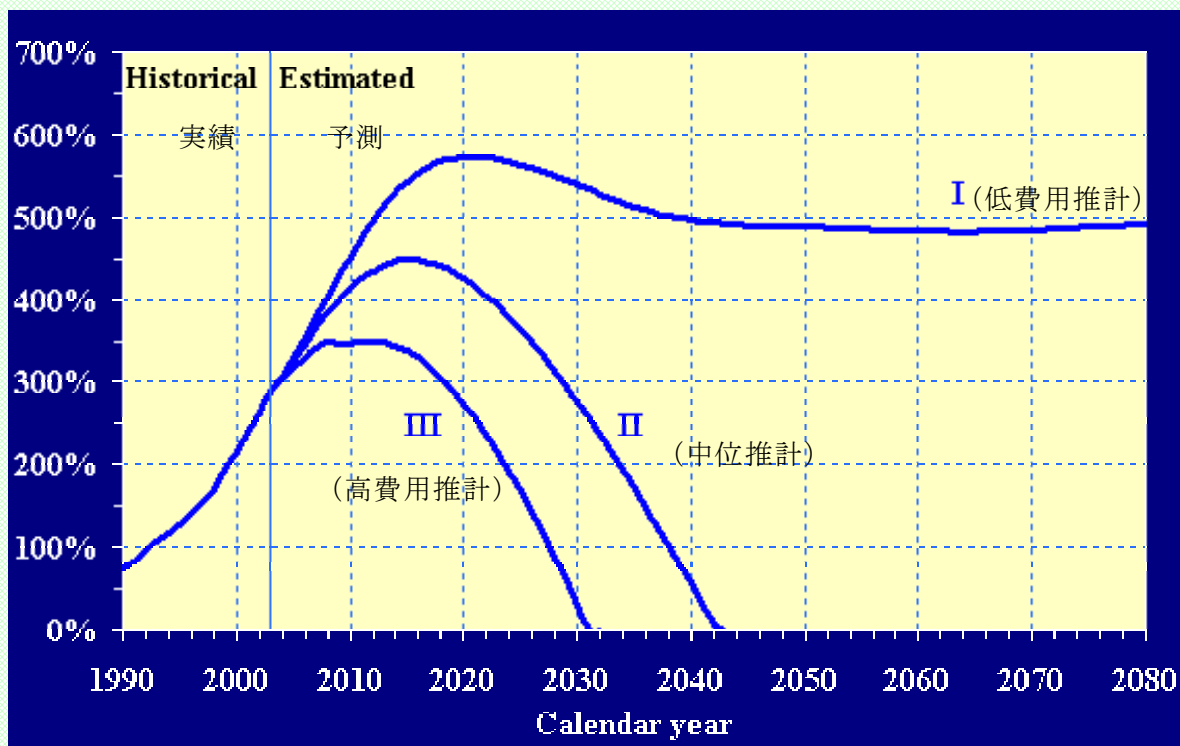
## (2) アメリカの公的年金(OASDI)の財政検証

アメリカの公的年金(OASDI)は制度を運営する社会保障庁(SSA: Social Security Administration)が、首席アクチュアリーの見解を付して毎年財政状況を検証するレポートを公表することとされている。

アメリカの公的年金(OASDI)は、日本と同様に賦課方式を基本とした財政方式をとっている。しかしながら、日本や欧州諸国のように少子高齢化が進んでいないため、現在の保険料率は12.4%と欧州諸国と比べると低い水準にあり、今後も日本と比較すると保険料の引き上げ幅は小さいと見込まれているが、長期的な財政の均衡を考えると現行の保険料率(12.4%)では財源不足となることが見込まれている。

2004年のレポートでは、保険料率12.4%を含め現行の制度体系を維持した場合、現在、給付の3年分程度の積立金は、中位推計で見ると、2010年台には、4~5年分程度まで増加するが、その後、ベビーブーム世代の退職による年金給付費の増加により、積立割合は減少し、2042年には積立金が枯渇し、給付財源が不足する見通しとなっている。

第3-4-3図【OASDIの積立割合(毎年の支出に対する積立金の割合)の長期予測】



レポートでは、長期的な年金財政の均衡をみるため、今後 75 年間の収入率 (Income Rate) と費用率 (Cost Rate) を平準化したものを計算し、その差を保険数理上の差異 (Actuarial Balance) とし、長期的な年金財政の均衡をみるための指標として用いている。この保険数理上の差異は、年金財政を今後 75 年間にわたり均衡させるために不足する財源を保険料率に換算したものに相当し、2004 年のレポートでは、この数理上の差異は 1.89% と計算されている。

**【2004 年レポートにおける保険数理上の差異（中位推計）】**

収入率 (Income Rate)	…	13.84%
費用率 (Cost Rate)	…	15.73%
保険数理上の差異 (Actuarial Balance)	…	1.89%

この場合の年金財政の均衡の考え方は、平成 16 年改正で導入された有限均衡方式と同様の考え方で行われており、今後、75 年間で常に視野に入れることとし、75 年後の積立度合を給付費の 1 年分とするために必要な保険料率を計算している（我が国では概ね 100 年間で視野に入れることとした。）。

すなわち、社会・経済状況が中位推計の前提どおり推移すれば、現在、12.4% の保険料率を直ちに 1.89% 引き上げ、14.29% とすれば、75 年後（2078 年）の積立度合は年金給付の 1 年分となる。

なお、保険数理上の差異を計算するに当たって、収入率とは 12.4% の保険料と年金課税による国庫負担及び現在保有する積立金による財源を保険料率に換算したものであるため、保険料率 12.4% とは異なるものとなっている。また、費用率とは今後 75 年間の年金給付と 75 年後に給付の 1 年分に相当する積立金を保有するための費用を保険料率に換算したものである。

## 1. 女性と年金をめぐる課題

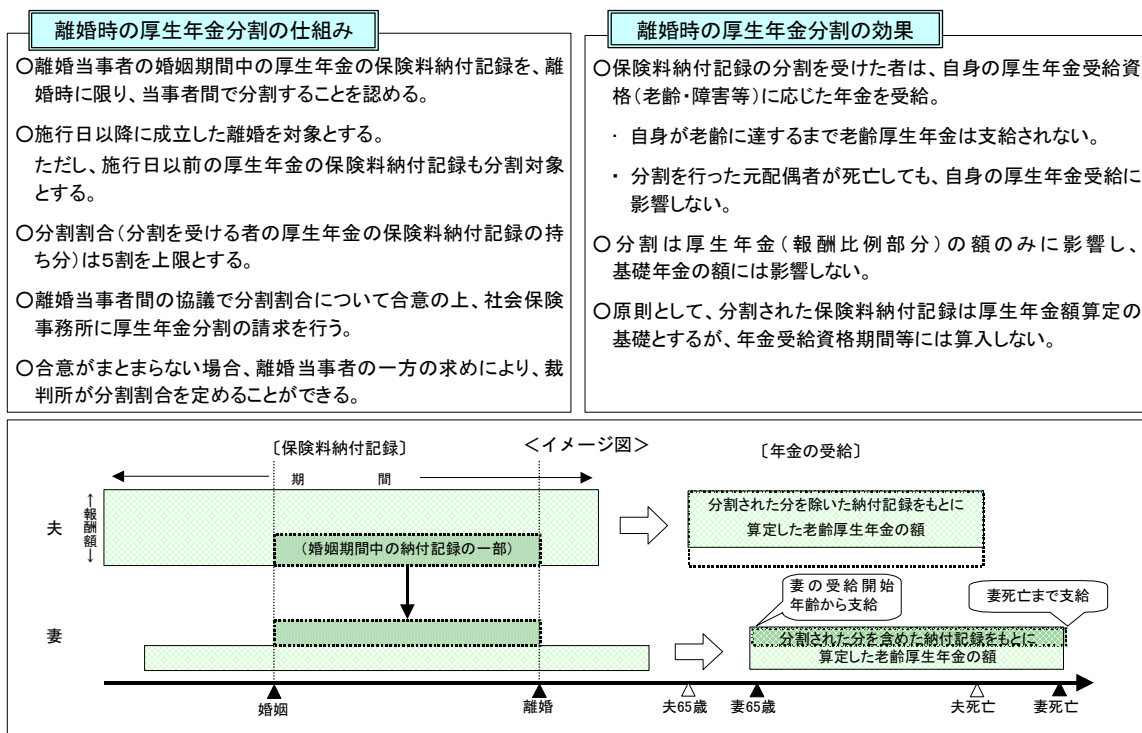
## (1) 離婚時の厚生年金の分割

基礎年金については、基礎年金制度の導入時より個人単位の年金制度となっており、夫婦が離婚した場合は、それぞれの年金が受給できることとなっていたが、厚生年金については、被用者の夫と専業主婦の妻の夫婦が離婚した場合、これまでの制度では、離婚した夫は2階部分の厚生年金が受給できるが、離婚した妻には厚生年金の受給権はなく基礎年金のみであった。

平成16年改正では、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができることとされた。分割割合は5割を上限とし、当事者の合意又は裁判所の決定により定めることとされた。

## 第3-5-1図

## 離婚時の厚生年金の分割





## (2) 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

平成16年改正では、被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする旨が法律上明記された。

これにより、施行日（平成20年4月）以降の第3号被保険者期間は、①夫婦が離婚した場合、②配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情にあると認める場合は、第2号被保険者の厚生年金を2分の1に分割できることとされた。

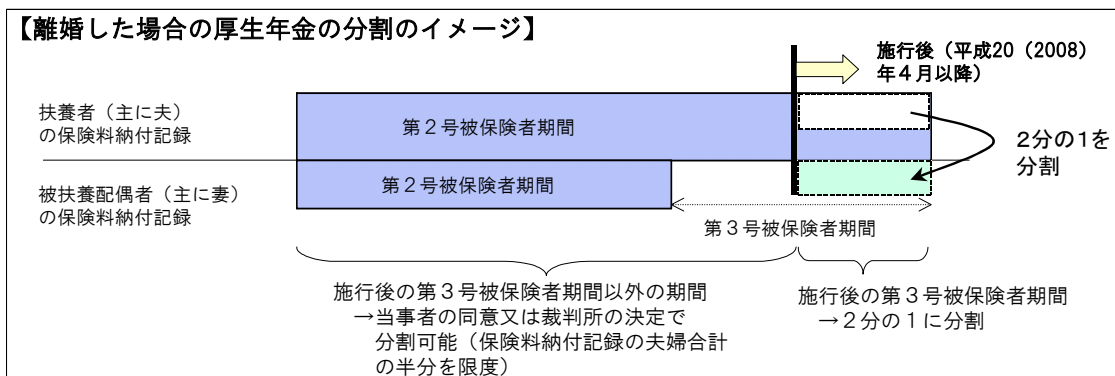
なお、離婚時の分割を同時に行う際には、施行日以降の第3号被保険者期間は、例外なく、2分の1に分割されることとなる。

### 第3-5-2図

#### 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

- 被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。（法律上明記）
- 第3号被保険者期間（施行後の期間）については、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割することができる。
  - ① 夫婦が離婚した場合
  - ② 分割を適用することが必要な事情にあると認める場合として厚生労働省令で定める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

※ 離婚した場合には、上記の分割の対象とならない期間（共働き期間等）についても、当事者の同意又は裁判所の決定があれば、厚生年金の分割を受けることができる。



## (3) 遺族年金の見直し

### ① 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給方法の見直し

老齢厚生年金の受給権を有する者（主に妻）が、配偶者の死亡により遺族厚生年金の受給権も得た場合は、これまでの制度では、①自分の老齢厚生年金、②夫の老齢厚生年金に基づく遺族厚生年金、③老齢厚生年金の1/2+遺族厚生年金の

2/3 のいずれかを選ぶ必要があった。多くの場合、夫の方が現役時代の就労期間も長く賃金も多かったことより、遺族厚生年金を選ぶ方が有利であったことから、このような制度の下では、自分自身が納めた保険料が受給する年金額に反映されないこととなっていた。

平成 16 年改正では、自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、改正前の水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みに改正された。

### 第 3 - 5 - 3 図

#### 遺族年金の見直し

##### 1. 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給案

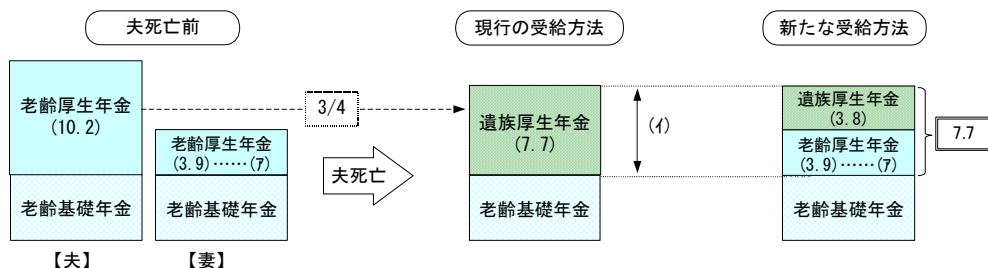
###### 見直し案

高齢期（65歳以降）の遺族配偶者（妻）に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ年金給付額に反映させるため、妻自身の老齢厚生年金は全額支給し、現行の水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとする

###### <見直し案のイメージ図>

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給する
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給する

【妻の老齢厚生年金は 3.9 万円、夫の老齢厚生年金は 10.2 万円の場合】



##### ② 若年遺族配偶者への遺族給付の有期化等

平成 16 年改正では、夫の死亡時に 30 歳未満の子のいない妻への遺族給付は、これまで終身給付であったが、これを 5 年間の有期給付とした。また、これまで、夫死亡時に 35 歳以上の妻に加算（40 歳までは支給停止）してきた中高齢寡婦加算の加算対象を、夫死亡時 40 歳以上の妻とした。

## 2. 高齢者の就業と年金をめぐる課題

### (1) 60歳台前半の在職老齢年金制度の見直し

平成16年改正前の60歳台前半の在職老齢年金制度は、被用者として就労し、厚生年金の被保険者となれば、賃金の多寡にかかわらず、老齢厚生年金が一律2割支給停止されることとされ、賃金と年金額を合わせて28万円を超えれば、さらに年金が支給停止される仕組みであった。

この賃金の多寡にかかわらず2割支給停止する仕組みについて、就労を阻害しているとの指摘があることから、働くことに中立な仕組みとするため、在職中に一律2割支給停止する仕組みを廃止した。

### (2) 70歳以上の被用者の老齢厚生年金における給付調整

60歳台の被用者については、これまでに、被用者として就労しているものは、厚生年金の被保険者となり保険料を納付し、受給する老齢厚生年金についても給付調整を行う仕組みが導入されていたが、70歳以上の被用者についてはこのような仕組みはなかった。

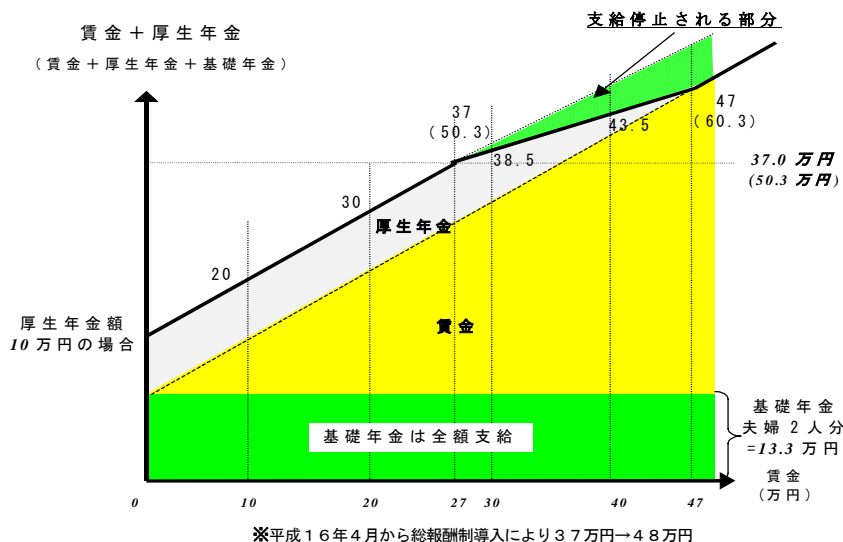
今回の改正において、世代間・世代内の公平を図るため、70歳以上については、厚生年金の被保険者として保険料の納付は行わないこととするものの、受給する老齢厚生年金については、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みが導入された。

### 第3-5-4図 70歳以上の在職年金制度

○ 70歳以上の被用者の厚生年金給付

→ 賃金と老齢厚生年金の合計額が、現役男子被保険者の平均的賃金を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。

※ 保険料負担は求めない。



### (3) 65歳以上の老齢厚生年金の繰下げ制度の創設

老齢厚生年金は支給開始年齢が65歳（生年月により60～64歳）と定められているが、支給開始年齢以降も働き続ける高齢者が増加してきていることに配慮し、老齢厚生年金の受給開始年齢を本来の支給開始年齢より繰り下げ、受給後、繰り下げたことにより受給しなかった年金に相当する分、年金額を増額して受け取ることができる繰下げ制度を導入した。

この際、在職老齢年金制度との調整を図るため、繰下げにより増額する年金額は、本来の支給開始年齢で受給していれば在職老齢年金制度で支給停止とならなかった年金に相当する分とされた。

## 3. 次世代育成支援の拡充

次世代育成支援等の少子化対策は、年金財政の観点からも重要であることから、年金制度においても次世代育成支援を行うこととされた。

平成16年改正では、育児休業中及び育児休業に準ずる休業中の保険料免除措置の対象が1歳未満から3歳未満に拡大された。また、子が3歳になるまでの間、

勤務時間短縮などの措置を受けて働き、標準報酬が低下した場合、保険料は、低下した標準報酬で徴収するが、年金額については子供が生まれる前の標準報酬で算定する仕組みが新たに設けられた。

### 第3-5-5図

#### 次世代育成支援(厚生年金の給付と負担関係)の拡充

年金制度における次世代育成支援策を拡充し、子が3歳に達するまで、

- ① 育児休業（準ずる休業を含む。）中の保険料免除制度を拡充
- ② 勤務時間の短縮等の措置を受け就業継続する者に、子が生まれる前の賃金で給付算定する措置を創設

【子の年齢】	出産前	誕生	1歳	3歳
①の措置		育児休業	育児休業に準ずる休業	
【賃金】		なし又は低下		
【保険料】		免除	→	
【標準報酬】		↑従前水準とみなす↑	→	
②の措置		勤務時間の短縮等の措置		
【賃金】		低下		
【保険料】		賃金に応じて徴収		
【標準報酬】		↑	従前水準とみなす	↑

#### 《育児休業法のしくみ》

〔～1歳〕育児休業 又は 勤務時間の短縮等の措置 〔1～3歳〕育児休業に準ずる休業 又は 勤務時間の短縮等の措置  
 「勤務時間の短縮等の措置」とは

- ① 短時間勤務制度
- ② フレックスタイム制度
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④ 所定外労働の免除
- ⑤ 託児施設の設置運営等

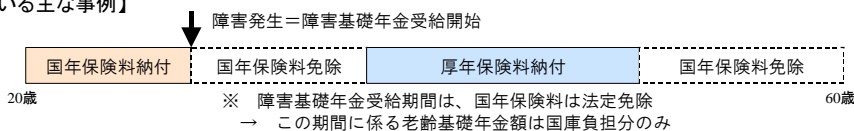
## 4. 障害年金の改善

これまでは、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が認められていなかったため、障害基礎年金の受給者が、被用者として働き厚生年金に納めた保険料は、本人の年金額に多くの場合反映されていなかったことから、障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給ができることとした。

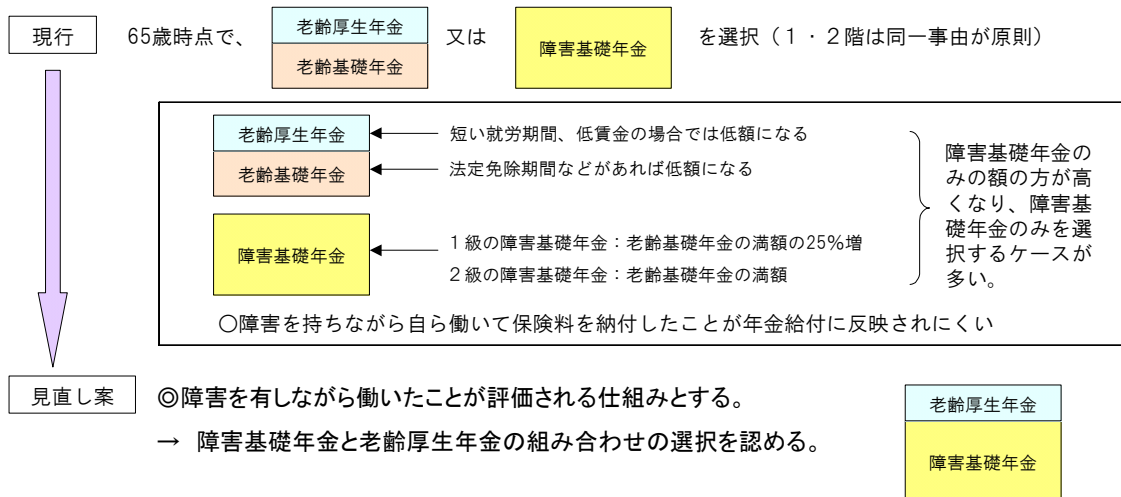
### 第3-5-6図

## 障害年金の改善 (障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組み)

【想定している主な事例】



【65歳時点での年金】



## 5. 国民年金保険料の未納対策

国民年金の保険料の納付率は、平成14年度に62.8%（現年度分）まで低下していることから、「国民年金特別対策本部」を設置し、国民年金の保険料の納付率を5年後（平成19年度）に80%とするとの目標を設定した。

平成16年改正では、国民年金の保険料の納付率を平成19年度に80%とするとの目標の実現に向けて、①多段階免除の仕組みの導入、②若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行った。

### （1）多段階免除制度の導入

できるだけ、保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除、1/4免除の段階を追加し、所得によりきめ細かく保険料を免除する多段階免除制度を導入した。

## (2) 若年者に対する納付猶予制度の導入

失業等で低所得又は無所得の若年者が、所得の高い世帯主である親と同居しているときは、これまでの制度では保険料免除の対象ではなかった。そこで、このような20歳台の方については、保険料の納付を猶予し、将来負担できることになった時点（ただし、10年以内）で保険料を追納できる納付猶予制度を導入した。

### 第3-5-7図

#### 国民年金保険料の収納対策の強化

『国民年金特別対策本部』の設置（本省及び地方社会保険事務局）：中長期的な目標を設定（今後5年で納付率80%）

##### 要因分析を踏まえた新たな個別収納対策

平成14年度の納付率低下要因の分析を踏まえた新たな個別対策を実施するとともに、未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督促活動を強化する。

##### 1. 免除制度の見直し及び制度周知

- 多段階免除制度の導入（法改正事項）  
免除対象者の負担感の急変を緩和し、免除制度を活用しついでできるだけ納付しやすい仕組みとするため、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度とする
- 単身世帯を中心とする所得基準の緩和
- 免除申請等の承認期間の遡及（法改正事項）  
免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを避ける

##### 2. 納付しやすい環境づくり

- 口座振替割引制度の導入  
保険料の安定的な収納につながる口座振替の利用を促進
- 若年者に対する納付猶予制度の導入（法改正事項）  
若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を用意
- 追納加算率の水準見直し

##### 3. 地域特性に応じたネットワーク（納付協力組織等）の活用

- 納付協力組織に対する収納業務委託  
地域に根ざした同業者団体等を納付協力組織とし、当該組織の加入員に係る収納業務を委託

##### 保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割や、保険料納付の有利さを正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるとの意識を徹底周知し、以下の対策を講ずる。また、こうした観点から、年金制度のわかりやすい広報、中高生に対する年金教育の実施を強化する。

##### 1. 強制徴収の実施

納付意識の徹底を図りつつ、度重なる納付督促によっても世代間連帯の下の納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。

##### 2. 所得情報の取得（法改正事項）

効果的な保険料徴収のため必要な所得情報を取得するための法的整備を行う。

##### 3. 社会保険料控除の手続きの見直し

未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を講じる。

##### 制度の理解を深めるための取組み

##### 年金個人情報の定期的な通知（法改正事項）

被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報の定期的通知を行う。その際、被保険者個々の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み（ポイント制）を導入する。

## 6. その他

平成16年改正では、現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深めるためには、若い頃から将来の年金給付を実感できる分かり易い仕組みが必要であるという観点から、被保険者に保険料納付実績や年金見込額といった年金個人情報の定期的な通知を行うこととし、その際には保険料納付実績を点数化して表示するポイント制を導入することとされた。

また、企業年金の充実安定化を図る改正や、過去、第3号被保険者となっていたのに、届出を忘れた方に特例的に届出をできるようにする等の改正が行われた。

